

平成18年1月19日
(2006年)

西宮市教育委員会
教育委員長 尾崎 八郎 様

西宮市社会教育委員会議
議長 柿木 健一郎

公民館運営審議会の今後のあり方について(答申)

平成17年4月21日付で諮問のあった標記の件について、当会議は3回の討議を行い、慎重に検討を行ってきました。このたび結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

西宮市社会教育委員(議長)	柿木 健一郎
” (副議長)	黒野 恒彦
”	平岡 一夫
”	川本 輝子
”	上野 栄子
”	福井 永子
”	石田 美智子
”	井上 晃一
”	片岡 保夫
”	たかはし 倫恵
”	岡崎 紘一郎
”	松本 治

記

公民館運営審議会の今後のあり方について(答申)

西宮市で公民館運営審議会が設置されたのは、社会教育法が制定された昭和24年で、翌年には、同法に基づき社会教育委員会議が設置された。実際に、市内で公民館の整備が進み公民館活動が活発になるのは、昭和35年、社会教育委員会議が「西宮地区公民館の適正配

置と公民館運営の本来的在り方」を意見具申してからである。当時は公民館ごとに審議会が設置されていたが、昭和38年には各公民館運営審議会が統合・一本化され、併せて各地区にボランティア組織として協力員制度が創設された。昭和52年には拠点館制がしかれ、協力員制度が公民館活動推進員会制度に改められた。

このような歴史と実績のある公民館と公民館運営審議会であるが、この半世紀の間に、わが国の社会状況は大きく変化し、また、生涯学習社会も成熟した。市民の意識も変わってきた。特に本市においては、震災以降厳しい財政状況が続いており、第3次行財政改善実施計画において、公民館活動推進員の見直しや審議会等の見直しが明記された。公民館運営審議会のあり方を考えるに当たっては、こうした社会情勢の変化も考慮しておくことが必要である。

公民館は社会教育法に基づく施設であり、「教育の場」として位置づけられているが、一般市民は公民館が地域コミュニティの拠点であり住民が集う施設であることを望んでいる。現実的には、法の求めるものと市民の意識の間にギャップが生まれてきているようである。既成の枠を超えた視点で公民館を考えることが必要である。市民の立場から、公民館はどうあるべきかということが最も重要であり、社会教育の全体像の中で考える必要がある。

われわれは、公民館に関する様々な問題を性格上、次の三つに分類して考えた。

「理念的問題」 公民館の設立に関わる根本的問題や、そのあり方を問う理念的問題

「基本的問題」 公民館の制度や施策などに関する問題

「具体的問題」 事業の具体的内容、制度の運用など

過去の公民館運営審議会の答申と意見具申の内容をみると、ここ20年は「具体的問題」と「基本的問題」が半々の割合で扱われている。「理念的問題」については以前から引き続き社会教育委員会議で扱われている。

公民館運営審議会の本来の役割は「館長の諮問に応じ、各種事業の企画実施について意見を述べること」である。そのことを考えるならば、制度に係る「基本的問題」については社会教育委員会議で議論されてよいテーマであると言えよう。むしろその方が他の社会教育施設も含めたトータルな議論が期待できるのではないか。

一方、「具体的問題」は、特に市民の声を聴き意向を反映させていくべき問題である。こうした事業に関して市民の声を聴く方法は、インターネットや携帯電話の普及など情報化社会の進展の中で、いくつかの手法が開発されてきている。また、アンケートや意識調査などによっても意向の把握は可能である。必ずしも、審議会による必要はないのではないか。公民館運営審議会が平成11年の社会教育法の改正で任意設置となった点も併せて考慮すれば、独立した附属機関である必要性は徐々に薄らいでいると思われる。

こうした点を踏まえて今後を考えた場合、公民館運営審議会の所掌事務については、社会教育委員会議との関係において調整することが必要になる。今までは、両審議会の間で情報

交換が十分にされてこなかった面もあったが、同じ社会教育の分野であり、まったく別の次元で考えることはできない。そこで、今後の両審議会のあり方を次の三つのパターンについて検討した。

公民館運営審議会の委員を社会教育委員が兼ねる。

公民館運営審議会と社会教育員会議を統合する。

公民館運営審議会を廃止し、住民の意思の反映については他の方法による。

これらについて、近隣市の例も参考にメリット・デメリット等を検討した結果、社会教育委員会議としては、の合体方式がもっとも適切であるとの結論を得た。その理由は、公民館の問題を社会教育全体の中でトータルに考えることができるからである。特に最近、子育ての関係から地域社会のあり方が問われており、地域の教育力の向上のためには公民館の役割が欠かせない。公民館事業は家庭教育、社会教育、またコミュニティや文化の問題とも関連させ多角的に考えることが必要である。

公民館運営審議会と社会教育員会議の統合に伴い考慮すべき課題は、主催事業についての「具体的問題」が社会教育員会議でどこまで審議できるかということである。しかし、これについては会議内に専門部会を設けることにより、十分対応できると考える。公民館のあり方が根本から問われているこの時期、社会教育員会議との統合は、あらためて公民館活動の充実と前進を考える機会になるのではないか。

今、全国の自治体で指定管理者制度の導入が進んでいる。西宮市においても市の各部局で導入が検討されているが、公民館への導入について社会教育員会議でも様々な見地から検討を行った。そこで特に重要とされたのは、公民館が地域住民の施設であるということであった。公民館運営審議会のあり方についても、この点を十分考慮されるよう希望する。

答申までの審議経過

開催日		審議内容
平成17年	4月21日	(木) 諮問「公民館運営審議会の今後のあり方について」、審議 (諮問の趣旨について)
	10月20日	(木) 公民館運営審議会の活動状況、過去の答申等、関連法令、 近隣市の公民館運営審議会と社会教育委員会議の状況
	11月24日	(木) 公民館運営審議会と社会教育委員の相違について、両会議 の今後の方向について